

## III 健全な経営

### 1 コーポレート・ガバナンス態勢

当社は株主総会において5名の取締役を選任するとともに、監査役制度を採用し、2名の社外監査役を選任しています。

また、当社の重要な業務遂行を決定する機関として、取締役会を設けています。

当社は、ガバナンス強化を目的として執行役員制度を導入し、会社全体の意思決定と各部門の業務執行の役割とを分離し、取締役会のスリム化を通して迅速で

効率的な経営を図っています。(取締役および執行役員の担当業務につきましては、「1.5.(1) 役員の状況」をご覧ください。)

また、取締役会によって決定された経営の基本方針に基づき、会社経営全般にわたる業務の執行および統制に関する協議ならびに連絡機関として経営会議を設けています。

### 2 内部統制

当社は、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、関連諸法令およびグループ経営理念等を踏まえ、「内部統制基本方針」を取締役会において決議しています。

なお、本基本方針に基づく統制状況について適切に把握および検証し、体制の充実に努めています。

#### 内部統制基本方針

##### 1. SOMPOホールディングスグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社およびその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) グループ経営理念、グループ行動指針、目指す企業グループ像、グループ経営基本方針、グループ人事ビジョン、グループCSRビジョンを社内に表示します。
- (2) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社との間で経営管理に関する覚書を締結し、同社に対して適切に承認を求めるとともに、報告を行います。
- (3) 経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、社外取締役への的確な情報提供等を通じて経営議論の活性化を図り、グループの経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性を確保します。
- (4) 「SOMPOホールディングスグループ グループ内取引管理基本方針」に従い、重要なグループ内の取引等を適切に把握および審査し、グループ内における取引等の公正性および健全性を確保します。

##### 2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人(以下、「役職員」といいます。)の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。
- (2) 「SOMPOホールディングスグループ コンプライアンス基本方針」に従い、コンプライアンス体制を整備します。また、役職員の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、「SOMPOホールディングスグループ コンプライアンス行動規範」とあわせて周知徹底を図り、こ

れらに基づく教育および研修を継続して実施します。

- (3) コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理します。また、コンプライアンスの推進体制・方法等について検討するとともに、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行います。
- (4) 不祥事件等の社内の報告、内部通報等の制度を整備するとともに、是正等の対応を的確に行います。
- (5) 「SOMPOホールディングスグループ お客様の声対応基本方針」に従い、お客様の声を積極的に分析し業務品質の向上に活用するなど、実効性のあるお客様の声対応体制を構築します。
- (6) 「SOMPOホールディングスグループ お客様サービス適正管理基本方針」に従い、お客様に提供する商品・サービスの品質の維持・向上に努めるなど、お客様サービスの適正を確保する体制を構築します。
- (7) 「SOMPOホールディングスグループ 顧客情報管理基本方針」に従い、お客様の情報を適正に取得・利用するなど、顧客情報の管理を適切に行います。
- (8) 「SOMPOホールディングスグループ セキュリティポリシー」に従い、情報資産のセキュリティを確保するために講じるべき基本的な事項を明らかにするなど、情報資産に関する適切な管理体制を確保します。
- (9) 「SOMPOホールディングスグループ 利益相反取引管理基本方針」に従い、お客様の利益が不当に害されるおそれが典型的に認められる取引を管理するなど、顧客の利益が不当に害されるおそれのある利益相反取引の管理を適切に行います。
- (10) 「SOMPOホールディングスグループ 反社会的勢力対応基本方針」に従い、反社会的勢力からの不当要求の拒絶および関係の遮断に向けて、外部専門機関とも連携し、組織として毅然と対応するなど、反社会的勢力への対応

体制を整備します。

### 3. 戦略的リスク経営に関する体制

当社は、「SOMPOホールディングスグループ ERM基本方針」に従い、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、グループの企業価値の最大化を図ります。その実現のために、ERM「戦略的リスク経営」に関する体制を整備するとともに、リスクの把握および評価を含む適切なリスク管理を行います。

### 4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、役職員の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立、ならびに経営資源の有効活用を行います。

- (1) SOMPOホールディングス株式会社が定めるグループの経営計画に基づき自社の経営計画を策定します。
- (2) 重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。
- (3) 取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにします。
- (4) 規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。
- (5) 「SOMPOホールディングスグループ IT戦略基本方針」に従い、ITマネジメント態勢を整備し、システム計画を策定、遂行するなど、信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するための的確かつ正確なシステムを構築します。
- (6) 「SOMPOホールディングスグループ 外部委託管理基本方針」に従い、外部委託開始から委託解除までのプロセスに応じて外部委託に関する管理を行うなど、外部委託に伴う業務の適正を確保します。
- (7) 「SOMPOホールディングスグループ 資産運用基本方針」に従い、当社の運用資金の性格を勘案し安全性・流動性・収益性を踏まえるなど、リスク管理に十分に留意した資産運用を行います。
- (8) 「SOMPOホールディングスグループ 業務継続体制構築基本方針」に従い、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備するなど、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。
- (9) 課題別に専門的・技術的な観点から審議を行うために取締役会または経営会議の諮問機関として課題別委員会を設置します。

### 5. 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 当社は、「SOMPOホールディングスグループ 財務の健全性・保険計理の管理基本方針」に従い、財務の健全性を確保するための管理体制を整備します。
- (2) 当社は、「SOMPOホールディングスグループ 財務報告に係る内部統制基本方針」に従い、SOMPOホールディングスグループの連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、必要な体制を整備します。

### 6. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執

行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

### 7. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、「SOMPOホールディングスグループ 内部監査基本方針」に従い、規程の制定、計画の策定等の事項を明確にし、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備します。

### 8. 監査役の監査に関する体制

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

#### 8-1. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役から求められた場合は、必要な知識・経験を有する専属の者を監査役スタッフ（監査役職務を補助すべき使用人）として配置します。また、監査役スタッフを配置する場合には、監査役スタッフに関する規程を定め、次のとおり監査役スタッフの執行からの独立性および監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

- (1) 監査役スタッフの選任、解任、処遇の決定等にあたっては常勤監査役の同意を得ることとし、監査役スタッフの人事上の評価は常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保します。
- (2) 監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。
- (3) 監査役スタッフは、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

#### 8-2. 監査役への報告に関する体制

- (1) 当社は、取締役会の同意のもと、役職員が監査役に報告すべき事項（職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含む）および時期を定めることとし、役職員は、この定めに基づく報告、その他監査役の要請する報告を確実にを行います。
- (2) 当社は、役職員が監査役に報告を行ったことを理由として、役職員に対して不利益な取扱いをしないこととします。
- (3) 監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

#### 8-3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べるができるものとします。
- (2) 監査役が、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。
- (3) 重要な会議の議事録その他の重要書類等（電磁的記録を含む）の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。
- (4) SOMPOホールディングス株式会社および損害保険ジャパン日本興亜株式会社の監査役の求めに応じて、当社監査役との連携および当社役職員からの情報収集の機会を確保します。
- (5) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要については、次のとおりです。

#### (1) 内部統制システム全般

当社は、内部統制システムの整備・運用状況について取締役会で確認し、必要に応じて内部統制システムの充実・強化に向けた改善取組みを実施しています。

#### (2) 当社およびグループ会社の業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、承認報告制度に基づき、経営計画等の重要事項についてグループ内の承認を得るとともに、計画の進捗状況やリスク事象の発生等について報告をし、グループ方針等を踏まえて、適宜対策を講じるなど、当社の業務の適正を確保するための体制を整備しています。
- ・当社は、グループの各種基本方針に基づき、体制整備や業務運営を行うなど、業務の適正の確保に努めています。

#### (3) コンプライアンス体制

- ・当社は、年度のグループコンプライアンス推進方針に基づき、計画的にコンプライアンスの推進に取り組んでいます。
- ・当社は内部通報・内部監査等の制度を整備し、法令違反その他の不適切事象の早期発見に取り組んでいます。
- ・内部通報においては、グループ共通の内部通報窓口として「コンプライアンスホットライン」を第三者機関に設けており、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知し、その実効性の向上を図っています。
- ・不適切事象を把握したときは、適切に対応するとともに、承認報告制度に基づいた報告を行い、必要に応じてグループとしての支援・指導を受けています。
- ・当社は、業務品質・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス課題への対応状況等、コンプライアンスの推進状況について審議を行い、その取組みの妥当性を検証しています。

#### (4) 戦略的リスク経営（E R M）に関する体制

- ・当社は、経営戦略や「グループ E R M基本方針」を周知徹底するとともに、当該基本方針を踏まえた規程を整備するなど、業務内容、規模、特性に応じた戦略的リスク経営に関する体制を整備しています。
- ・当社は、「グループ リスク選好」を踏まえて事業計画を策定するとともに、リスク許容度を遵守して健全性を確保しながら事業運営を行い、事業計画における利益目標の達成を目指しています。また、経営環境の変化や計画の進捗状況等を定期的に確認し、必要に応じて事業計画等の見直しを行うP D C Aサイクルに基づいて戦略的リスク経営を実践しています。
- ・当社は、リスクアセスメントを起点として、あらゆる源泉から生じる重大なリスクを特定し、分析、評価、コントロールするリスクコントロールのプロセスを構築し、運営しています。特に重大なリスクであるトップリスクについては、リスクオーナー（役員クラス）を定め、対応策の実施、進捗状況に対する責任を明確にし、その実効性の向上を図っています。
- ・当社は、経営会議等において戦略的リスク経営の実践および高度化について経営論議するとともに、E R M委員会において、実効性のあるリスク管理態勢の構築・整備について経営論議を行っています。

#### (5) 取締役職務執行体制

- ・当社は、グループベースの計画と整合する中期経営計画および年度計画を策定し、グループの中期経営計画および年度計画と併せて社内でも共有しています。
- ・経営計画およびこれに伴う予算の編成等、重要な業務執行に関する事項および経営に重大な影響を与える事項については、経営会議で十分に協議し、取締役会での審議の効率性・実効性の向上を図っています。

#### (6) 監査役の監査体制

- ・当社は、監査役への報告に関する規程を策定し、役職員から職務の執行状況等に関して定期的に報告を行っているほか、監査役から要請を受けた事項について、随時速やかに報告を行っています。
- ・当社は、監査役が経営会議その他自らが必要と認めた重要会議に出席して意見陳述を行う機会を確保しています。
- ・当社は、監査役が会計監査人および内部監査部門と監査結果等に関する情報交換を行う機会を確保しており、監査役は実効的かつ効率的に監査を実施しています。
- ・当社は、監査役と代表取締役との定期的な会合を設けており、両者は課題認識等について意見交換を実施しています。また、監査役は取締役等に対する往査等を実施しています。

### 3 戦略的リスク経営（ERM）

当社は、企業価値の最大化を目的とする戦略的リスク経営（ERM：Enterprise Risk Management）の観点から、リスクを適切に把握、評価、コントロールし、リスク発現の際に的確に対応できる態勢を整備しています。

#### 戦略的リスク経営（ERM）に関する態勢

SOMPOホールディングスは、グループベースの戦略的リスク経営に関する「グループ ERM基本方針」を定めるとともに、経営戦略をERMの観点から体系化・明確化するため、リスクテイクの指針となる「グループ リスク選好」を定めています。

当社は、「グループ ERM基本方針」に基づき、当社における戦略的リスク経営の枠組みや各種リスクを統合して管理することなどの態勢を整備しています。さらに、戦略的リスク経営の運営に必要な組織体制、業務遂行に関する重要な事項について、「リスク管理規程」等で定めています。

- ・取締役会は、「リスク管理規程」を制定するほか、「グループ リスク選好」に沿って事業計画およびリスクテイク計画を策定しています。
- ・経営陣がリスクの状況を把握したうえで、適切な意思決定を行うために、ERM委員会を設置しています。
- ・経営に重大な影響を及ぼし得る保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナル・リスクおよび流動性リスクについて、リスクを定性・定量の両面から評価し、適切にコントロールするリスク管理部門を定めています。また、リスク管理態勢を整備・推進するための部署として、業務品質部を設置しています。

#### 戦略的リスク経営（ERM）の運営

##### 1. 戦略的リスク経営のPDCAサイクル

当社は、「グループ リスク選好」をふまえて、事業の継続に必要な財務健全性の観点からSOMPOホールディングスが定めるリスク許容度の充足を前提として、事業計画を策定し（Plan）、収益を獲得するためにリスクテイクし（Do）、定期的に計画の進捗状況を確認し（Check）、必要に応じて対応策を策定・実施する（Action）、PDCAサイクルで戦略的リスク経営を運営しています。

##### 2. リスクコントロールシステム

SOMPOホールディングスは、リスクアセスメントを起点として、グループを取り巻くリスクを網羅的に把握し、対応することができるよう、強固なリスクコントロールシステムを構築しています。当社はグループの枠組みに沿って、運営しています。

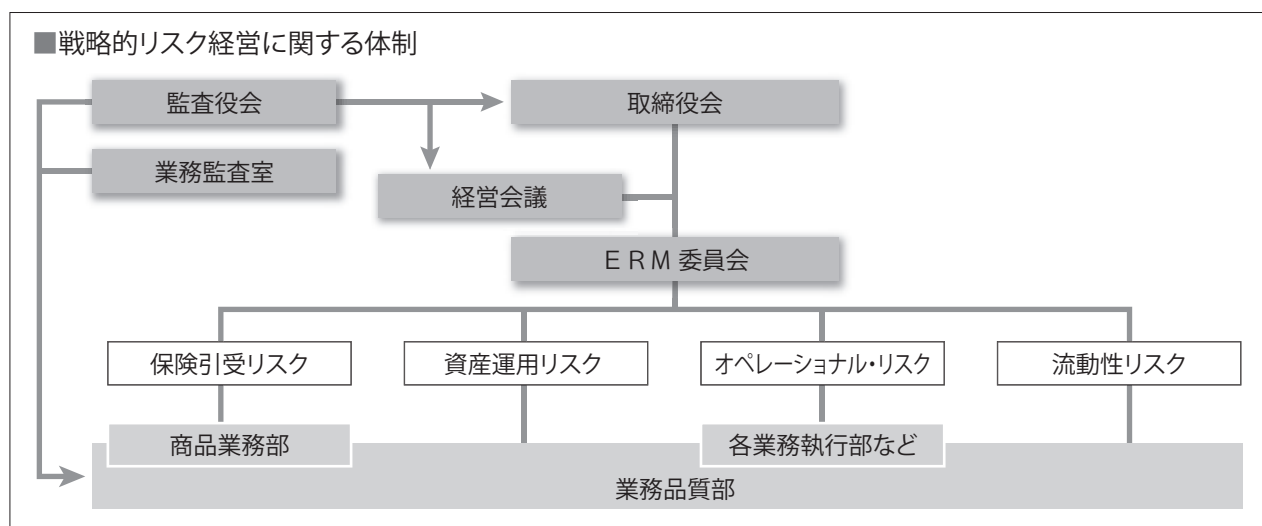
##### （1）トップリスク管理

「重大な影響を及ぼす可能性があるリスク」をトップリスクと定義し、リスクオーナー（役員クラス）を定め、対応策の実施、進捗状況の管理に対する責任を明確にしています。

トップリスクは、リスクアセスメントによるリスクの洗い出しと評価を通じて選定しています。

##### （2）自己資本管理

リスクに見合った十分な自己資本を確保するため、経営に影響を与える各種リスクを統一的な尺度で計測し、これを統合したリスク総量が、実質自己資本（経済価値ベースの資産と負債の差額をいいます。）を超過しないように、適切に管理することで、財



務の健全性を確保しています。

### (3) ストレス・テスト

経営に重大な影響を及ぼし得る事象を的確に把握・管理するために、ストレス・テストを実施し、資本およびリスクへの影響度を分析しています。

### (4) リミット管理

特定与信先への与信集中、特定再保険者への出再集中について、リミットを設定し、超過しないよう管理しています。また、リミット超過時には対応方針を策定することとしています。

## リスクカテゴリー別の管理

### 1. 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。

当社は、損害率などの指標を継続的にモニタリングし、保険料水準、商品内容、引受条件などについて、必要に応じて見直しを行っています。

また、保有限度額を設けるとともに、再保険を活用して、過度なリスクの集中を回避しています。

### 2. 資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産・負債(オフ・バランスを含みます。)の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当社は、資産運用計画の策定等に際して、資産運用リスク量や資産の金利感応度の状況などの把握・分析を行うとともに、事後のモニタリングを実施し、必要に応じて資産運用計画の見直しなどの措置を講じる態勢を整備しています。

信用供与先の管理としては、特定与信先へのリスク集積回避のため、格付に応じたリミットを設定して管理しています。

### 3. オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、社員・保険募集人などの活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当社は、オペレーショナル・リスクをさらに事務リスク、システムリスク、労務リスクおよび風評リスクに分類し、それぞれリスク管理部門を定めてリスク発現の防止および損失の最小化に努めています。

オペレーショナル・リスクの発現は、経営の健全性を損なう可能性があるだけでなく、お客さまの信頼を損なうものであることを全役職員が認識し、責任ある管理を行っています。

### 4. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、財務内容の悪化などによる新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返れい金支出の増加、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクや、市場の混乱などにより市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、日々の資金繰り管理のほかに、巨大災害発生など、流動性リスク発現に伴う保険金支払いなどの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されるように管理しています。

## 再 保 険

### 再保険について

再保険は、保険金支払責任の一部を他の保険会社に移転する仕組みで、巨額の保険金支払いが予測される場合にリスクを分散することを目的としています。再保険は、保険会社間で行う保険取引であり、他の保険会社に移転することを「出再」、逆に他の保険会社からリスクを引き受けることを「受再」といいます。再保険により調整され、最終的に自己が負う保険責任を「保有」といいます。

当社では、保有および再保険に関する基本方針に基づき、再保険(出再)取引を行っています。

### 出再の方針について

当社のお引受けしたご契約に関するリスクおよび再保険マーケットの状況等を考慮のうえ、出再にて保有するリスク

の分散化と平均化を図っています。出再の手配に際しては、出再先の信頼性と再保険スキームの安定性を十分に勘案しています。

なお、当社で補償の対象となる巨大災害としては台風などの風水災がありますが、これに備えて当社では超過損害額再保険による出再を手配しています。

当社では限度額の約定において、風水災による過去の最大損害額(自動車保険)を基に算出した予想最大損害額までカバーされるようにしています。

### 受再の方針について

各保険会社が共同で設置した再保険プールに参加する場合を除き、当社は受再を行わない方針としています。

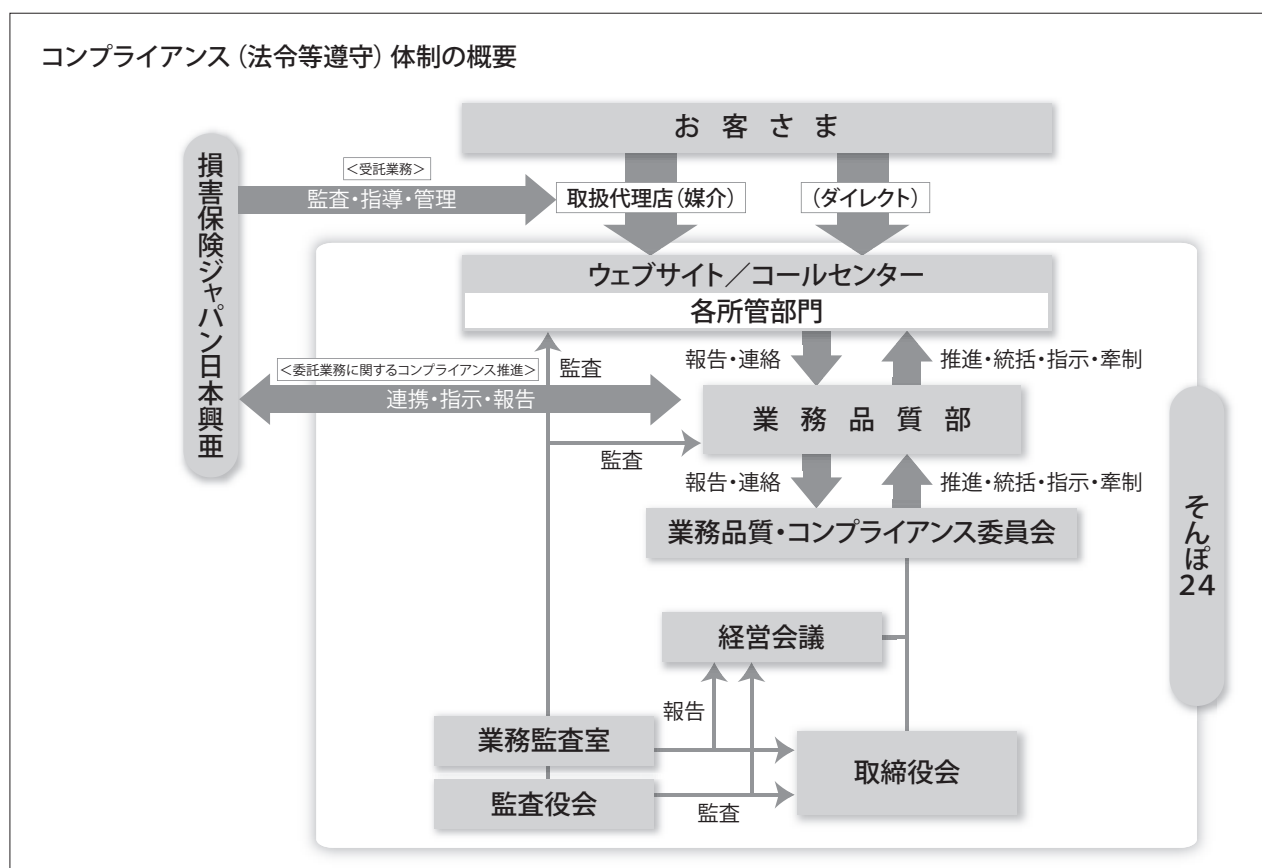
## 4 コンプライアンス（法令等遵守）態勢

保険会社は、社会性・公共性の高い事業であり、健全で適切な業務運営を確保するため、より高度なコンプライアンスが求められています。そのため、当社においてはグループの一員として、「SOMPOホールディングスグループ コンプライアンス基本方針」に基づき、コンプライアンス推進態勢を構築し、コンプライアンス重視の企業風土を高めることに努めています。

当社では、会社全体のコンプライアンス推進の年度計画である「コンプライアンス・プログラム」を取締役会にて策定し、各部門においては、このプログラムに沿ってコンプライアンスの推進に取り組んでおり、その取り組み状況について業務品質・コンプライアンス委員会に定期的に報告することとしています。

また、従業員一人ひとりが、「SOMPOホールディングスグループ コンプライアンス行動規範」に則り、コンプライアンスを大前提とした業務運営に努めており、常にお客さまから信頼いただける保険会社を目指しています。

業務品質部ではコンプライアンス・マニュアルを作成し、コンプライアンス研修などを通じ、全従業員へ周知・徹底を図るとともに、全社的なコンプライアンスの取り組み状況を把握し、業務を適正に遂行するための諸施策を迅速・的確に実行できるよう、態勢を整備しています。



## 5 監査・検査態勢

当社は、保険業法第129条および第305条の定めにより、金融庁の検査および財務省財務局の検査を受けることになっています。

このほか社外の監査としては、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類およびその附属明細

書について、新日本有限責任監査法人の会計監査を受けています。また、社内の監査としては、監査役が行う会社法上の監査と、業務監査室による内部監査があります。

## 6 お客さま情報の保護

当社では、個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、お客さまの情報を適正に取り扱うよう努めています。

### 個人情報保護宣言

そんぽ24損害保険株式会社

#### 基本的な考え方

当社は、SOMPOホールディングスグループの一員として、「SOMPOホールディングスグループ プライバシー・ポリシー」のもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」その他の関連法令、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」その他のガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等を遵守して、お客さまの個人情報の保護に努めてまいります。

1. 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得します。また、法令に定める場合を除き、お客さまの個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。
2. 当社は、法令に定める場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまの個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。）を第三者に提供することはありません。なお、個人番号および特定個人情報については、法令に定める場合を除き、第三者に提供することはありません。
3. 当社は、SOMPOホールディングスグループの経営管理およびお客さまへの商品・サービスの案内・提供等のため、グループ内でお客さまの個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。）を共同利用することがあります。
4. 当社は、お客さまの個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
5. 当社は、お客さまの個人データの取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底します。また、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。
6. 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。また、個人情報保護法にもとづく保有個人データの開示、訂正等お客さまからの請求に適切に対応します。

※個人情報、個人データ、保有個人データ等の用語の定義は、本宣言に定めがある場合を除き、個人情報保護法および同施行令に準拠します。

※個人情報の利用目的などの詳細については、「個人情報の取扱い」をご覧ください。

※個人番号および特定個人情報の取扱いについては「特定個人情報の取扱い」をご覧ください。

※開示等の手続きについては、「開示等請求の手続き」をご覧ください。

< お問い合わせ先 >

そんぽ24損害保険株式会社 〒170-6044 東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 電話番号 0120-999-379  
受付時間 平日：午前9時～午後5時（土日・祝日および12月31日～1月3日は休業）  
URL <http://www.sonpo24.co.jp/>

#### 個人情報の取扱い

当社における個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

\*本取扱いにおける「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。個人番号および特定個人情報の取扱いについては、「特定個人情報の取扱い」が適用されます。

##### 1. 個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得します。当社では、例えば、以下のような方法で個人情報を取得することがあります。

(取得方法の例)

- ・保険金請求書などお客さまにご記入・ご提出いただく書類による取得
  - ・お客さまにウェブ画面等へご入力いただくことによる取得
  - ・ご契約関係手続きや保険金のお支払い手続きの際にコールセンター等にいただくお電話の内容を録音または記録することによる取得
- \*当社は、ご契約関係手続きの際にインターネットまたは電話を通して取得した個人情報については、申込書等に代わるものとして記録・録音・保存を行っています。

##### 2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を以下(1)から(11)および5.に掲げる目的に必要な範囲で利用し、法令で定め

る場合を除き、目的外には利用しません。

また、当社はお客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、当社公式ウェブサイト等に公表します。

- (1)当社が取扱う商品の案内、募集および販売（契約の維持・管理を含みます。）  
当社が取扱う商品は次のとおりです。
  - ・損害保険
- (2)上記(1)に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- (3)損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- (4)適正な保険金の支払
- (5)グループ会社、提携先企業等の商品およびサービスに関する情報の案内
- (6)各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- (7)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (8)市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施

- 等による金融商品・サービスの開発・研究
- (9) 当社職員の雇用・販売網の新設
- (10) 問い合わせ・依頼等への対応
- (11) その他、お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

### 3. 第三者への提供および第三者からの取得

- (1) 当社は、以下の場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまの情報を第三者に提供することはありません。
  - ・法令に基づく場合
  - ・当社の業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
  - ・損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記「5. 個人データの共同利用」をご覧ください。）
  - ・グループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記「5. 個人データの共同利用」をご覧ください。）
- (2) 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

### 4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、お客さまの個人データの取扱いを他の事業者へ委託することがあります。お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば、以下のような場合に個人データの取扱いを委託しています。

（委託する業務の例）

- ・保険契約の募集に関わる業務
- ・保険金支払いに関わる業務
- ・情報システムの開発・運用に関わる業務
- ・保険証券の作成・発送に関わる業務 など

### 5. 個人データの共同利用

(1) 情報交換制度等

- ① 日本損害保険協会および損害保険会社等  
損害保険契約の締結または損害保険金の請求に際して行われ得る不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用する制度を実施しています。

詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

■一般社団法人 日本損害保険協会

<http://www.sonpo.or.jp/>

- ② 損害保険料率算出機構  
自賠償保険に関する適正な支払等のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。
- 詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。

■損害保険料率算出機構

<http://www.giroj.or.jp/>

- ③ 代理店等情報の確認業務  
当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の

職員採用等のために、損害保険会社等との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。

詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

■一般社団法人 日本損害保険協会

<http://www.sonpo.or.jp/>

(2) グループ会社との間の共同利用

- ① SOMPO ホールディングス株式会社（以下「SOMPO ホールディングス」といいます。）によるグループ会社の経営管理のために、SOMPO ホールディングスと SOMPO ホールディングスグループ各社との間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

- A. 個人データの項目
  - ・ SOMPO ホールディングスグループ各社の株主の皆さまの個人データ：氏名、住所、株式数等に関する情報
  - ・ SOMPO ホールディングスグループ各社が保有する個人データ：氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お取引に関する情報
- B. 共同利用するグループ会社の範囲  
共同して利用するグループ会社の範囲は SOMPO ホールディングスのホームページに掲載の「グループ会社一覧」をご覧ください。
- C. 個人データ管理責任者  
SOMPO ホールディングス株式会社

- ② SOMPO ホールディングスグループとしての経営管理業務の遂行ならびに当社または SOMPO ホールディングスグループ各社が取り扱う商品・サービス等のお客さまへのご案内・ご提供およびその判断のために、当社と SOMPO ホールディングスグループ各社間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

- A. 個人データの項目
  - ・ SOMPO ホールディングスグループ各社が保有する個人データ：氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お取引に関する情報
- B. 共同利用するグループ会社の範囲  
共同して利用するグループ会社の範囲は SOMPO ホールディングスのホームページに掲載の「グループ会社一覧」をご覧ください。
- C. 個人データ管理責任者  
SOMPO ホールディングス株式会社

- ③ 当社は、損害保険代理店等およびその従業者の監督、管理、指導、教育のために、SOMPO ホールディングスおよび SOMPO ホールディングスグループ各社との間で、以下のとおり、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同して利用することがあります。

- A. 個人データの項目  
氏名、住所、生年月日、損害保険代理店等



またはその従業員の登録申請および届出に係る事項、その他損害保険代理店等またはその従業員の管理のための情報

- B. 共同利用するグループ会社の範囲  
共同して利用するグループ会社の範囲はSOMPO ホールディングスのホームページに掲載の「グループ会社一覧」をご覧ください。
- C. 個人データ管理責任者  
そんぼ 2 4 損害保険株式会社

- (3) 提携先企業との間の共同利用  
現時点で共同利用を行う提携先企業はありません。

## 6. センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第 76 条第 1 項各号もしくは施行規則第 6 条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ・ 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 相続手続きを伴う保険金支払い事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 7. 匿名加工情報の取扱い

### (1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・ 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・ 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・ 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・ 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

### (2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表する

とともに、提供先となる第三者に対して、提供される情報が匿名加工情報であることを明示します。

## 8. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、「開示等請求の手続き」に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

## 9. 安全管理の取組み

当社は、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じます。

## 10. 顧客情報統括管理責任者

当社における顧客情報（個人情報を含む）の統括管理責任者は以下のとおりです。

そんぼ 2 4 損害保険株式会社 業務品質部担当役員

## 11. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社の個人情報の取扱いに関するご質問・ご照会・苦情等は、下記のお問い合わせ先までお問い合わせください。

また、当社から商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等のご案内を希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。ただし、満期案内等への同封物や書類余白への印刷等は、中止することはできません。

<お問い合わせ先>

そんぼ 2 4 損害保険株式会社

〒 170-6044

東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60

電話番号 0120-999-379

受付時間 平日：午前 9 時～午後 5 時

（土日・祝日および 12 月 31 日～1 月 3 日は休業）

URL <http://www.sonpo24.co.jp/>

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。

同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぼ ADR センター  
（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

〒 101-0063

東京都千代田区神田淡路町 2-105

ワテラスアネックス 7 階

電話番号 03-3255-1470

受付時間 平日：午前 9 時～午後 5 時

（土日・祝日および年末年始を除く。）

URL <http://www.sonpo.or.jp/>

## 特定個人情報の取扱い

当社における個人番号および特定個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

### 1. 個人番号および特定個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの個人番号および特定個人情報を取得します。

また、法令で定められた場合を除き、個人番号および特定個人情報の提供を求めことはありません。

(取得の方法の例)

・書面に記載いただく方法または個人番号もしくは特定個人情報が記載された書面をご提出いただく方法 など

### 2. 個人番号および特定個人情報の取扱い、利用・第三者提供の範囲

当社では、取得した個人番号および特定個人情報を法令で限定された利用範囲内でのみ取り扱います。当社における利用、第三者提供の範囲は以下のとおりであり、その範囲外で、利用または第三者提供を行うことはありません。

(1) 法令に定められた以下の個人番号関係事務を行う場合

- ① 保険取引等に関する支払調書等の作成事務
- ② 報酬・料金、契約金および賞金の支払調書の作成事務
- ③ 不動産等取引に関する支払調書の作成事務
- ④ 持株会事務局業務における個人番号関係事務
- ⑤ その他法令に定められた個人番号関係事務

(2) 法令に基づき、以下の場合に利用を行うことがあります。

- ① 激甚災害時等に保険金等の支払を行う場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合

### 3. 安全管理措置に関する事項

当社は、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、特定個人情報の安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

### 4. 個人番号および特定個人情報取扱いの委託

当社は、個人番号関係事務の一部を他の事業者へ委託することがあります。個人番号および特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

\* 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、「開示等請求の手続き」をご覧ください。

### 5. お問い合わせ窓口

当社の個人番号および特定個人情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、下記連絡先にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

そんぽ 24 損害保険株式会社

〒170-6044

東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60

電話番号 0120-999-379

受付時間 平日:午前9時～午後5時

(土日・祝日および12月31日～1月3日は休業)

URL <http://www.sonpo24.co.jp>

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。

同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター

(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

〒101-0063

東京都千代田区神田淡路町2-105

ワテラスアネックス7階

電話番号 03-3255-1470

受付時間 平日:午前9時～午後5時

(土日・祝日および年末年始を除く。)

URL <http://www.sonpo.or.jp/>

## 開示等請求の手続き

当社はお客さまからの個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等または利用停止等のご請求(以下、「開示等請求」といいます。)に適切に対応いたします。

### 1. ご請求の方法

開示等請求を希望される場合は、下記窓口までご請求ください。当社所定の書面をお送りいたしますので、必要事項をご記入の上、以下の書類とともに指定の窓口にご提出ください。

#### (1) ご請求者がご本人の場合

ご本人の運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳など、公的機関が発行した書類の写し

#### (2) ご請求者が代理人の場合

代理人ご本人の確認ができる書類(上記(1)に同じ。)に加え、以下の書類をご提出ください。法定代理人の場合には、戸籍謄本、成年後見登記事項証明書の写しなど、法定代理権のあることが確認できる書類

任意代理人の場合には、ご本人の委任状と印鑑登録証明書

### 2. 手数料

保有個人データの「利用目的の通知」および「開示の請求」については、手数料として700円(税込み)をご負担いただきますので、当社指定の口座にお振込みください。

なお、お客さまから当社に開示等請求書をお送りいただく際の郵送費用、および手数料をお振込みいただく際の振込手数料に関しましてもお客さまのご負担とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

### 3. 回答方法

お受けした開示等請求については、当社にてご請求内容の確認・調査等を行い、手数料が必要な請求については入金を確認させていただいた上で、ご本人に対し書面にてご回答いたします。代理人からのご請求の場合は当該代理人に対し回答いたします。

なお、開示等請求に応じることによりご本人または第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合、当社の業務の適正な実施に著しい支障をおよぼす恐れがある場合、他の法令に違反することとなる場合等、ご請求に応じることができない場合があります。その場合にはその理由をご連絡いたします。

### 4. 開示等請求手続きに関するお問い合わせ窓口

そんぽ 2 4 損害保険株式会社 業務品質部

〒170-6044

東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60

電話番号 03-5957-0111(代表)

受付時間 平日:午前9時~午後5時

(土日・祝日および12月31日~1月3日は休業)

URL <http://www.sonpo24.co.jp>

## 7 反社会的勢力への対応

当社では、「SOMPOホールディングスグループ 反社会的勢力対応基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に努めています。

なお、取扱商品である「そんぼ24自動車保険(通信販売用総合自動車保険)」の約款には、暴力団排除条項を導入しています。

### SOMPOホールディングスグループ 反社会的勢力対応基本方針

SOMPOホールディングスは、当社グループ(SOMPOホールディングスおよび国内グループ会社をいいます。本基本方針においては以下同様とします。)が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、この基本方針を定めます。

#### 1. 業務方針

- (1) 反社会的勢力との関係の遮断  
当社グループは、反社会的勢力との取引を行わず、取引開始後に反社会的勢力であると判明したときも関係の遮断に向けて可能な限りの措置を講じます。
- (2) 不当要求などへの組織的な対応  
当社グループは、反社会的勢力から不当要求を受けたときは、組織として毅然と対応し、要求を拒絶します。
- (3) 裏取引・利益供与の禁止  
当社グループは、不祥事などを理由とする不当要求を受けたときも、裏取引を行うことなく要求を拒絶します。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する利益供与を行いません。

#### 2. 業務内容および執行体制

当社グループは、法令・規制、事業・サービスの特性上適当でない場合を除き、反社会的勢力に適切に対応するため、次の取組を行います。

- (1) 反社会的勢力との取引等の特定
  - ①当社グループは、その事業活動に際して国内で利用する約款・契約書等に暴力団排除条項を導入します。また、外部委託・業務提携を行う際には委託先・提携先における当該条項の導入状況を管理します。
  - ②当社グループは、反社会的勢力に関するデータベースを整備し、事前審査・事後検証を通じた反社会的勢力との取引等の防止・排除に利用します。
  - ③事前審査とは、取引開始前に、取引相手が反社会的勢力であるか否かを確認するために実施するものをいい、事後検証とは、取引開始後定期的に、取引相手が反社会的勢力であるか否かを検証するために実施するものをいいます。
  - ④SOMPOホールディングスは、当社グループが行う事前審査・事後検証の実施状況を管理します。
  - ⑤当社グループは、各種サービスの提供、株主管理業務において不当要求の排除、利益供与の防止などのために反社会的勢力に関する管理を行います。
- (2) 反社会的勢力との関係の遮断
  - ①当社グループは、取引相手が反社会的勢力であると認めるときは、取引開始前には取引謝絶など、取引開始後には契約解除などの措置を講じて、反社会的勢力との関係を遮断します。
  - ②当社グループは、反社会的勢力から不当な要求などを受けたときは、毅然と対応し、要求を拒絶します。
  - ③当社グループは、関係の遮断、不当要求の拒絶に際

しては、経営陣の関与のもと組織的に対応し、警察その他の外部専門機関と連携する一方で、反社会的勢力と対峙する役職員の安全を確保します。

#### (3) 反社会的勢力対応態勢の整備

- ①当社グループは、次の業務を所管する部署を設置します。
  - ア 反社会的勢力に関するデータベースの整備・活用
  - イ 反社会的勢力への対応に関する規程・マニュアルの整備(他部門のマニュアルへの反映を含みます)
  - ウ 警察その他の外部専門機関との連携態勢の整備
  - エ 暴力団排除条項の導入状況の管理
  - オ 事前審査・事後検証の実施状況の管理
  - カ 反社会的勢力への対応に関する役職員向け教育・研修の企画・実施
  - キ 反社会的勢力との取引の発生、反社会的勢力からの不当要求等の発生に係る情報集約
- ②上記の部署は、関係の遮断に伴い反社会的勢力の行動が予想されるとき、または反社会的勢力が不当な要求を行ったときは、次の業務を行います。
  - ア 経営報告の実施および対応方針の立案
  - イ 対応部署に対する支援(外部専門機関との連携の支援を含みます。)
  - ウ 関係する役職員に対する安全確保措置の実施・手配
- ③SOMPOホールディングスは、上記の場合であって、複数のグループ会社が整合的な対応を行う必要があるときは、グループ会社間の連絡・調整を行います。

#### (4) 取締役会等への報告

当社グループは、経営に重大な影響を及ぼす反社会的勢力対応に係る事案が発生した場合は、速やかに取締役会等で対応方針を決定し、必要な対策を講じます。

#### (5) 反社会的勢力対応基本方針実務要領

SOMPOホールディングスは、この基本方針に沿って、事業特性等に応じてグループ各社に態勢整備を求める事項等を記載した「反社会的勢力対応基本方針実務要領」を必要に応じて策定し、グループ各社はこれを遵守します。

## 8 利益相反取引管理態勢

当社では、お客さまの利益が不当に害されることがないように、「SOMPOホールディングスグループ 利益相反取引管理基本方針」に基づき、利益相反のおそれがある取引について適切な管理を行っています。

### SOMPOホールディングスグループ 利益相反取引管理基本方針

SOMPOホールディングスは、当社グループ金融機関が行う利益相反のおそれのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることがないように、法令等に従い適切に管理する態勢を構築するため、この基本方針を定めます。

#### 1. 業務方針

当社グループは、お客さまの利益を不当に害することのないよう、当社グループ金融機関の取引等に起因する利益相反を適切に管理します。

②管理対象会社は、管理対象取引と関連取引の内容、講じた措置の実施状況その他の必要な事項を記録し、管理対象取引の実行日から5年間、これを保存します。

#### 2. 業務内容および執行体制

##### (1) 管理対象取引の特定

①当社グループ金融機関の行う次に掲げるような類型の取引・行為によりお客さまの利益が不当に害されるおそれが認められる場合、管理対象会社（SOMPOホールディングスおよび「別表」に掲げる当社グループ金融機関をいいます。本基本方針においては、以下同様とします）は、当該取引・行為を管理対象取引として指定します。

- ・お客さまの利益と当社グループ金融機関の利益が相反する取引・行為
- ・お客さまの利益と当社グループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引・行為
- ・当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社グループ金融機関が利益を得る取引・行為
- ・当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社グループ金融機関の他のお客さまが利益を得る取引・行為

②管理対象取引は、管理対象取引の性質・構造、関連取引の状況、管理対象取引に利用する情報の保有状況、管理対象取引と関連取引を合算して得られる当社グループおよびお客さまの利益の状況その他の事由を勘案して個別に指定します。

##### (2) 管理対象取引の管理

①管理対象会社は、管理対象取引に係る関連取引の状況その他の事由を勘案して必要に応じ次に掲げる措置その他の必要な措置を講じ、お客さまの利益を確保します。

ア 管理対象取引と関連取引の実行部門を分離し、両取引に係る情報を遮断します。

イ 管理対象取引、関連取引のいずれかまたは両方について、取引の内容、条件、方法その他を変更します。

ウ 管理対象取引、関連取引のいずれかを中止します。

エ 管理対象取引に伴い発生する利益相反の内容その他の必要な情報をお客さまに開示し、その同意を取り付けます。

##### (3) 管理体制

管理対象会社は、法令等に従い、次の体制を整備します。

①管理対象取引を管理する部署（管理部署）および管理統括者を設置します。

②管理対象取引とその関連取引が同一の金融機関の中で実行される場合にあっては当該金融機関の管理部署が、異なる金融機関が実行する場合にあってはSOMPOホールディングスの管理部署が、上記に定める措置の要否、内容その他の必要な事項を立案します。

③上記に定める措置を講じる場合にあっては、管理統括者は、上記区分にそって講じるべき措置の内容を決定します。

④利益相反管理方針の概要を公表します。

⑤役職員等に対する利益相反管理に関する教育・研修を実施します。

⑥利益相反管理態勢を定期的に検証し、その改善を図ります。

##### (4) 取締役会等への報告

SOMPOホールディングスおよび当社グループ金融機関は、経営に重大な影響を及ぼす利益相反取引に係る事案が発生した場合は、速やかに取締役会等に対応方針を決定し、必要な対策を講じます。

##### (5) 利益相反取引管理基本方針実務要領

SOMPOホールディングスは、この基本方針に沿って、事業特性等に応じてグループ各社に態勢整備を求める事項等を記載した「利益相反取引管理基本方針実務要領」を必要に応じて策定し、グループ各社はこれを遵守します。

##### 【別表】

- ① 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
- ② 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
- ③ セゾン自動車火災保険株式会社
- ④ そんぽ24損害保険株式会社
- ⑤ 日立キャピタル損害保険株式会社
- ⑥ 損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社